

株式会社三井住友銀行の 「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」 に係るレビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三井住友銀行が 2026 年 3 月に策定した「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」が更新されたことに伴い、レビューを実施しました。

<要約>

1. SMBC グループのサステナビリティへの取り組みについて

株式会社三井住友銀行は、SMBC グループの中核を担う商業銀行で、日本の主要な銀行の一つである。事業基盤は、大企業、中堅・中小企業、個人取引全てにわたっており、2026 年 3 月末の単体ベースの預金残高は 171 兆円、貸出残高は 111 兆円と邦銀として屈指の規模である。

SMBC グループは、持株会社である三井住友フィナンシャルグループ株式会社（SMFG）の傘下に三井住友銀行、SMBC 日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社などを擁する大手総合金融グループであり、2026 年 3 月末の連結総資産は 329 兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。

SMBC グループは、「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げ、「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」を通じて、現在と将来の世代が繁栄と幸福を享受できる社会の創出を目指している。また、金融機関としてステークホルダーと協働し、社会環境課題の解決に貢献する姿勢を明確にしている。こうした考えのもと、経済成長と社会課題の解決が両立し、人々が幸福を感じられる「幸せな成長」の実現に向けて、顧客・株主・社員・社会へ社会的・経済的価値を提供していく方針を立てている。

マテリアリティとして「緑の地球」「幸せな成長」「輝く人々」の 3 つを定めており、このうち、「緑の地球」に関しては、実体経済の脱炭素化に貢献すべく、Scope1・Scope2 の 2030 年ネットゼロ、投融資ポートフォリオ（Scope3）の 2050 年ネットゼロを目標としている。また、人権に関して、SMBC グループは、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ経営支援融資などのサステナブルファイナンスを通じて、顧客における人権尊重の取り組み支援を推進している。SMBC グループはこれらをはじめとするサステナビリティに係る取り組みを推進し、2030 年までにサステナブルファイナンス累計 50 兆円を達成することを目指している。

2. 「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」と本第三者意見書について

三井住友銀行は、経営理念に掲げる「社会課題の解決」に貢献する資金の流れを作るために、

2026年3月に法人顧客向けのグリーンローン、ブルーローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る融資方針である「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」（本フレームワーク）を策定した。今般、三井住友銀行が利用可能なファイナンスとしてソーシャルローン及びサステナビリティローンを本フレームワークに追加したことに伴い、本第三者意見書では、本フレームワークについて、以下の原則等（関連原則類）への適合性を確認したものである。具体的には、本フレームワークで設定されたソーシャルローン及びサステナビリティローンに係る適格クライテリア及び貸出スキーム・体制が適切であること、グリーンローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローンに係る適格クライテリアやKPI/SPT、貸出スキーム・体制が引き続き適切であることについて、関連原則類を参照した上で確認を行った。

なお、本第三者意見書では、グリーンローン原則及びグリーンローンガイドラインを総称して「GLP 等」、SBE ガイド及び IFC ブルーファイナンスガイドラインを総称して「SBEG 等」、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインを総称して「SLP 等」、サステナビリティボンド・ガイドラインを「SBG」、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを総称して「SLLP 等」と記載する。

種類	関連原則類
グリーンローン	● グリーンローン原則 ● グリーンローンガイドライン
ブルーローン	● SBE ガイド ● IFC ブルーファイナンスガイドライン
ソーシャルローン	● ソーシャルローン原則 ● ソーシャルボンドガイドライン
サステナビリティローン	● サステナビリティボンド・ガイドライン
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則 ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

i. グリーン/ブルーローン

グリーン/ブルーローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の用途がグリーン/ブループロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

GLP 等及び SBEG 等は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が GLP 等で示されている 4 原則（1. 資金用途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

ii. ソーシャルローン

ソーシャルローンとは、企業や地方自治体等が国内外のソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

SLP 等は、企業・組織等が資金調達をする際に、社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が SLP 等で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

iii. サステナビリティローン

サステナビリティローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクト及びソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がグリーン/ブループロジェクト及びソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

SBG は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境面及び社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記ガイドラインに適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が SBG で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

iv. サステナビリティ・リンク・ローン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。

三井住友銀行は、本フレームワークにおいて以下で示す KPI を設定している。

KPI 1	CDP 気候変動スコア
KPI 2	SBT (1.5℃シナリオ) ※中小企業向け SBT 含む
KPI 3	RE100
KPI 4	再エネ 100 宣言 RE Action

JCR は、三井住友銀行が本フレームワークに基づき実行するローンについて、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、上述し

た 5 つの核となる要素について SLLP 等への適合性を確認した。

この結果、本フレームワークで設定されたソーシャルローン及びサステナビリティローンに係る適格クライテリア及び貸出スキーム・体制が適切であること、グリーンローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローンに係る適格クライテリアや KPI/SPT、貸出スキーム・体制が引き続き適切であること等を JCR は確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社三井住友銀行
「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」

2026 年 8 月 3 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	4 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	8 -
II. 第三者意見の評価項目	10 -
III. SMBC グループのサステナビリティへの取り組みについて	11 -
IV. グリーン/ブルーローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	15 -
1. サステナビリティ方針	15 -
1-1. JCR の評価の視点	15 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	15 -
2. 適格クライテリアの設定	16 -
2-1. JCR の評価の視点	16 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	16 -
3. 実施体制とプロセス	18 -
3-1. JCR の評価の視点	18 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	18 -
4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	21 -
4-1. JCR の評価の視点	21 -
4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況	21 -
V. ソーシャルローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	22 -
1. サステナビリティ方針	22 -
1-1. JCR の評価の視点	22 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	22 -
2. 適格クライテリアの設定	23 -
2-1. JCR の評価の視点	23 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	23 -
3. 実施体制とプロセス	25 -
3-1. JCR の評価の視点	25 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	25 -
4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	28 -
4-1. JCR の評価の視点	28 -
4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況	28 -
VI. サステナビリティローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	29 -
1. サステナビリティ方針	29 -
1-1. JCR の評価の視点	29 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	29 -

2. 適格クライテリアの設定	- 29 -
2-1. JCR の評価の視点	- 29 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 29 -
3. 実施体制とプロセス	- 32 -
3-1. JCR の評価の視点	- 32 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 32 -
4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	- 34 -
4-1. JCR の評価の視点	- 34 -
4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況	- 34 -
VII. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	
- 35 -	
1-2. 対象となる企業	- 35 -
1-4. 本フレームワークの更新	- 35 -
1. KPI の設定	- 36 -
1-1. JCR の評価の視点	- 36 -
1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価	- 36 -
2. SPT の測定	- 45 -
2-1. JCR の評価の視点	- 45 -
2-2. SPT の測定の概要と JCR による評価	- 45 -
2-3. SPT 達成に向けた取り組み	- 48 -
2-4. JCR によるインパクト評価	- 49 -
3. 借入金の特性	- 51 -
3-1. JCR の評価の視点	- 51 -
3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価	- 51 -
4. レポーティング・検証	- 51 -
4-1. JCR の評価の視点	- 51 -
4-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価	- 51 -
5. SLLP 等への適合性に係る結論	- 52 -
VIII. 結論	- 53 -

<要約>

1. SMBC グループのサステナビリティへの取り組みについて

株式会社三井住友銀行は、SMBC グループの中核を担う商業銀行で、日本の主要な銀行の一つである。事業基盤は、大企業、中堅・中小企業、個人取引全てにわたっており、2026 年 3 月末の単体ベースの預金残高は 171 兆円、貸出残高は 111 兆円と邦銀として屈指の規模である。

SMBC グループは、持株会社である三井住友フィナンシャルグループ株式会社 (SMFG) の傘下に三井住友銀行、SMBC 日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社などを擁する大手総合金融グループであり、2026 年 3 月末の連結総資産は 329 兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。

SMBC グループは、「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げ、「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」を通じて、現在と将来の世代が繁栄と幸福を享受できる社会の創出を目指している。また、金融機関としてステークホルダーと協働し、社会環境課題の解決に貢献する姿勢を明確にしている。こうした考えのもと、経済成長と社会課題の解決が両立し、人々が幸福を感じられる「幸せな成長」の実現に向けて、顧客・株主・社員・社会へ社会的・経済的価値を提供していく方針を立てている。

マテリアリティとして「緑の地球」「幸せな成長」「輝く人々」の3つを定めており、このうち、「緑の地球」に関しては、実体経済の脱炭素化に貢献すべく、Scope1・Scope2 の 2030 年ネットゼロ、投融資ポートフォリオ (Scope3) の 2050 年ネットゼロを目標としている。また、人権に関して、SMBC グループは、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ経営支援融資などのサステナブルファイナンスを通じて、顧客における人権尊重の取り組み支援を推進している。SMBC グループはこれらをはじめとするサステナビリティに係る取り組みを推進し、2030 年までにサステナブルファイナンス累計 50 兆円を達成することを目指している。

2. 「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」と本第三者意見書について

三井住友銀行は、経営理念に掲げる「社会課題の解決」に貢献する資金の流れを作るために、2026 年 3 月に法人顧客向けのグリーンローン、ブルーローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る融資方針である「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」(本フレームワーク)を策定した。今般、三井住友銀行が利用可能なファイナンスとしてソーシャルローン及びサステナビリティローンを本フレームワークに追加したことに伴い、本第三者意見書では、本フレームワークについて、以下の原則等(関連原則類)への適合性を確認したものである。具体的には、本フレームワークで設定されたソーシャルローン及びサステナビリティローンに係る適格クライテリア及

び貸出スキーム・体制が適切であること、グリーンローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローンに係る適格クライテリアや KPI/SPT、貸出スキーム・体制が引き続き適切であることについて、関連原則類を参照した上で確認を行った。

なお、本第三者意見書では、グリーンローン原則及びグリーンローンガイドラインを総称して「GLP 等」、SBE ガイド及び IFC ブルーファイナンスガイドラインを総称して「SBEG 等」、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインを総称して「SLP 等」、サステナビリティボンド・ガイドラインを「SBG」、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを総称して「SLLP 等」と記載する。

種類	関連原則類
グリーンローン	● グリーンローン原則¹ ● グリーンローンガイドライン²
ブルーローン	● SBE ガイド³ ● IFC ブルーファイナンスガイドライン⁴
ソーシャルローン	● ソーシャルローン原則⁵ ● ソーシャルボンドガイドライン⁶
サステナビリティローン	● サステナビリティボンド・ガイドライン⁷
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則⁸ ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁹

¹ LMA, APLMA, LSTA "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

² 環境省 グリーンローンガイドライン 2024 年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

³ ICMA/IFC/UNEP FI/UN Global Compact/ADB Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

⁴ IFC Guidelines for Blue Finance 2.0 <https://www.ifc.org/content/dam/ifc/doc/2025/guidance-for-blue-finance-v2-0.pdf>

⁵ LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁶ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

⁷ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁸ LMA, APLMA, LSTA "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

⁹ 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

i. グリーン/ブルーローン

グリーン/ブルーローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がグリーン/ブループロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

GLP 等及び SBEG 等は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が GLP 等で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

ii. ソーシャルローン

ソーシャルローンとは、企業や地方自治体等が国内外のソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

SLP 等は、企業・組織等が資金調達をする際に、社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が SLP 等で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

iii. サステナビリティローン

サステナビリティローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクト及びソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がグリーン/ブループロジェクト及びソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

SBG は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境面及び社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、

金融機関や機関投資家等が、上記ガイドラインに適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は、三井住友銀行が SBG で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

iv. サステナビリティ・リンク・ローン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT¹⁰を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。したがって、JCR は、三井住友銀行が本フレームワークに基づき実行するローンについて、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、上述した 5 つの核となる要素について SLLP 等への適合性を確認した。

この結果、本フレームワークで設定されたソーシャルローン及びサステナビリティローンに係る適格クライテリア及び貸出スキーム・体制が適切であること、グリーンローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローンに係る適格クライテリアや KPI/SPT、貸出スキーム・体制が引き続き適切であること等を JCR は確認した。

¹⁰ 借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すために設定される、借り手の ESG 戦略と整合した取り組み目標

I. 第三者意見の位置づけと目的

今回の評価対象は、三井住友銀行が 2026 年 3 月に策定し、その後、2026 年 8 月に改訂した「SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク」である。

本第三者意見書では、今般、三井住友銀行が利用可能なファイナンスとして本フレームワークに追加したソーシャルローン及びサステナビリティローンについて、以下の関連原則類への適合性を確認すること、及びグリーンローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローンに係る適格クライテリアや KPI/SPT、貸出スキーム・体制が引き続き適切であることを確認することを目的としている。

種類	関連原則類
グリーンローン	● グリーンローン原則 ● グリーンローンガイドライン
ブルーローン	● SBE ガイド ● IFC ブルーファイナンスガイドライン
ソーシャルローン	● ソーシャルローン原則 ● ソーシャルボンドガイドライン
サステナビリティローン	● サステナビリティボンド・ガイドライン
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則 ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

グリーン/ブルーローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がグリーン/ブループロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

ソーシャルローンとは、企業や地方自治体等が国内外のソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

サステナビリティローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーン/ブループロジェクト及びソーシャルプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の使途がグリーン/ブループロジェクト及びソーシャ

ルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。

II. 第三者意見の評価項目

本第三者意見は、以下の評価項目で構成されている。

【グリーン/ブルーローン】

- ・ サステナビリティ方針
- ・ 適格クライテリアの設定
- ・ 実施体制とプロセス
- ・ 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

【ソーシャルローン】

- ・ サステナビリティ方針
- ・ 適格クライテリアの設定
- ・ 実施体制とプロセス
- ・ 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

【サステナビリティローン】

- ・ サステナビリティ方針
- ・ 適格クライテリアの設定
- ・ 実施体制とプロセス
- ・ 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

【サステナビリティ・リンク・ローン】

- ・ KPI の選定
- ・ SPT の測定
- ・ 借入金の特性
- ・ レポーティング・検証
- ・ SLLP 等への適合性に係る結論

III. SMBC グループのサステナビリティへの取り組みについて

(1) SMBC グループのサステナビリティ経営

株式会社三井住友銀行は、SMBC グループの中核を担う商業銀行で、日本の主要な銀行の一つである。事業基盤は、大企業、中堅・中小企業、個人取引全てにわたっており、2026 年 3 月末の単体ベースの預金残高は 171 兆円、貸出残高は 111 兆円と邦銀として屈指の規模である。

SMBC グループは、持株会社である三井住友フィナンシャルグループ株式会社（SMFG）の傘下に三井住友銀行、SMBC 日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社などを擁する大手総合金融グループであり、2026 年 3 月末の連結総資産は 329 兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。

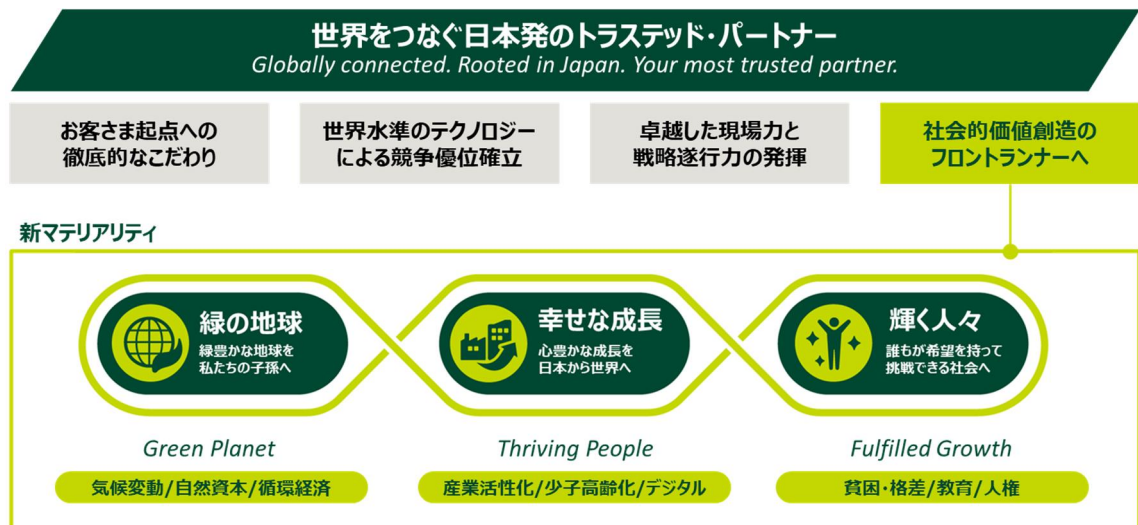
SMBC グループは、「経営理念」の中で「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを掲げている。また、2026 年 4 月、中長期的に目指す姿として「世界をつなぐ日本発のトラステッド・パートナー」という新たなビジョンを定めた。SMBC グループは、当該ビジョンの実現に向けて重要となる要素の一つとして「社会的価値創造のフロンランナー」を掲げるとともに、2026 年度からの新たな中期経営計画においても、引き続き「社会的価値創造」を経営の柱に据え、従業員一人ひとりが主体的に社会課題に向き合い、CSR に加え、本業を通じた取り組みの一層の強化により、質・量の両面から取り組みの高度化を図っていく方針としている。



図表 1 SMBC グループの理念体系¹¹

¹¹ SMBC グループ ニュースリリース「新たなビジョンの策定について」（2026 年 4 月 1 日）
https://www.smfg.co.jp/news/pdf/j20260401_plan.pdf

社会的価値創造に向けた取り組みの高度化を中長期的に図っていくにあたり、フロントランナーとして、人々の幸せがあふれる社会の実現へ貢献し、その社会を次世代へと受け渡していくことへの決意を示すべく、2026年4月、「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」を制定した。併せて、「緑の地球」「幸せな成長」「輝く人々」の3つを SMBC グループのマテリアリティと定め、緑豊かな地球、人々が希望を持って挑戦できる社会、そして心豊かな成長の実現に向けて、SMBC グループの強み・エッジを活かした取り組みを一段と強化していくこととしている。



図表 2 SMBC グループの中長期ビジョン・マテリアリティ¹²

SMBC グループは、マテリアリティの一つである「緑の地球」に関して、気候変動を喫緊に取り組むべき社会課題の一つと位置付けており、脱炭素社会の実現に最大限貢献するとともに、SMBC グループの気候関連リスクを適切に管理していくとしている。そうした取り組みの実践のためにネットゼロ実現に向けた移行計画¹³が策定されている。

同計画において GHG 排出量については、Scope1・2 は 2030 年ネットゼロ、投融資ポートフォリオ GHG (Scope3) は 2050 年ネットゼロを目標としている。そのうち投融資ポートフォリオ GHG については、高排出セクターを含む業種ごとの削減目標を設定している¹⁴。その他、2030 年までにサステナブルファイナンス¹⁵を累積 50 兆円組成することなどを目標としている。

¹² 三井住友銀行 本フレームワーク

¹³ 三井住友フィナンシャルグループ ウェブサイト 気候変動への対応
<https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/climate/>

¹⁴ SMBC グループ SUSTAINABILITY REPORT 2025 p.115
https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability_report_j_2025.pdf

¹⁵ SMBC グループ SUSTAINABILITY REPORT 2025 p.123
https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability_report_j_2025.pdf

また、SMBC グループは自然資本の保全に向け、森林保全を通じた炭素吸収源の確保や、生物多様性に配慮した新規プロジェクトへの投融資を実施している。さらに、地域ごとの環境保護団体とのパートナーシップを強化し、事業活動が生態系へ及ぼす影響を抑制する取り組みを展開している。これらの活動は、自然資本・生物多様性の保全を重要領域として位置づけたうえで推進されている。

さらに、社会面に関して、2026 年 4 月に定めた SMBC グループの 3 つのマテリアリティ「緑の地球」「幸せな成長」「輝く人々」のうち、「幸せな成長」は、産業活性化や少子高齢化といった社会課題と関連し、「輝く人々」は、貧困・格差、教育、人権といった社会課題と関連するとしている。例えば、人権に関して、SMBC グループは様々なステークホルダーを対象とした人権尊重の考え方を取り纏めたり、「人権尊重に係る声明」を制定したりするなどの取り組みを行ってきた。また、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ経営支援融資などのサステナブルファイナンスを通じて、顧客における人権尊重の取り組み支援を推進している。

(2) SMBC グループのサステナビリティ経営体制

SMBC グループのサステナビリティ経営体制は、三井住友フィナンシャルグループの取締役会による監督機能と執行機能を分離した二層構造で成り立っている。取締役会の内部委員会であるサステナビリティ委員会は、国内外の情勢、施策進捗、重要事項を審議し、取締役会へ報告・助言を行う。

一方、執行側にあるサステナビリティ推進委員会はグループ CEO が委員長を務め、グループ全体の施策を審議・決定し、サステナビリティ経営の浸透を担う。

加えて、2024 年 4 月にはグループのサステナビリティ経営を統括する社会的価値創造本部が設置され、コーポレート・ビジネス両面で企画・推進機能を集約している。さらに、同本部内に設置されている社会的価値創造企画部内には 2025 年 4 月にサステナビリティ・アドバイザリー室が新設され、大企業向けにサステナビリティを切り口とした高度なアドバイザリー業務を提供している。また、法人顧客向けソリューションを展開する法人戦略部内には、本邦顧客へサステナビリティを切り口としたソリューションを提供するサステナブルソリューション室を併せて設置している。これらの組織と委員会が連動することで、ガバナンスと実行の両面からサステナビリティ経営を強化する体制が構築されている。



図表 3 SMBC グループのサステナビリティ経営体制¹⁶

¹⁶ 三井住友フィナンシャルグループ 2025 年 3 月期 有価証券報告書 2025 p.20
https://www.smfg.co.jp/investor/financial/yuho/2025_pdf/2025_fy_fg.pdf

IV. グリーン/ブルーローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. サステナビリティ方針

1-1. JCR の評価の視点

本項では、SMBC グループのサステナビリティの取り組みと方針について以下の点を評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- (3) サステナビリティ経営におけるグリーン/ブルーローン実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

JCRによる確認結果

SMBC グループは、源流である三井・住友の事業精神を受け継ぎ、社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することを経営理念に定めている。また、2026年度から2028年度までを対象とした新中期経営計画では、「3年間で私たちが達成したいこと」の一つとして「社会的価値の取組高度化」を掲げている。「社会的価値の取組高度化」は、2026年4月に定めたSMBCグループの3つのマテリアリティ「緑の地球」「輝く人々」「幸せな成長」と関連している。このうち、「緑の地球」は、「CO₂削減への貢献」を主な内容としており、SMBCグループが支援するトランジションや新エネルギー・新技術等の案件によるCO₂削減を1.5倍（前中計比）とすることを掲げている。

サステナビリティ推進体制に関して、SMBCグループは、2018年10月、執行側にサステナビリティ推進委員会を、2021年7月、監督側にサステナビリティ委員会を設置した。また、2021年4月にグループCSuO（Chief Sustainability Officer）を、2025年4月にサステナビリティを切り口としたアドバイザリーやソリューション開発を専門で担当するサステナビリティ・アドバイザリー室を社会的価値創造本部の中に設置、法人顧客向けソリューションを展開する法人戦略部内に本邦顧客へサステナビリティを切り口としたソリューションを提供するサステナブルソリューション室を設置し、サステナビリティ経営の継続的な高度化を図っている。

SMBCグループは、サステナブルファイナンスの取り組み額の目標として、2020年度から2029年度までの10か年で累計50兆円を掲げている。2024年度までの取り組み額は34兆円と順調に進捗している。

以上より、JCR は、SMBC グループの中核を担う銀行である三井住友銀行がサステナビリティに係る取り組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリティに係る方針及び目標が策定されていること、本フレームワークによるローンが三井住友銀行のサステナビリティ経営における重要な施策の一つであることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの適格クライテリアの設定について以下の点を評価する。

- (1) 三井住友銀行が、グリーン/ブルーローンの実行について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 三井住友銀行内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- (3) 三井住友銀行が、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのグリーン/ブループロジェクト及び環境方針を検証しているか。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 適格クライテリアの設定について

本フレームワークに基づき実施されるローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）は、三井住友銀行が別途定める適格クライテリアのいずれかを満たすものとする。

適格性の判断に際しては、関連原則類との整合性を図ることとし、明確な環境改善効果が認められることを前提とする。

(2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

三井住友銀行は、借入人とともにローンの資金使途の対象となるプロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を確認することとし、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せて確認する。加えて、環境・社会に対するネガティブな影響に関して、客観的な評価が必要であると判断する場合は、外部の専門家に照会を行う。

(3) ネガティブ・スクリーニング

三井住友銀行は、社会の持続可能性等の観点からネガティブ・スクリーニングの対象を選定し、投融資を禁止又は制限するセクター・事業を「セクター・事業に対する方針」にて定めている。

JCRによる確認結果

グリーン/ブルーローンに係るプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金使途についても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な環境改善効果が認められることが前提とされている。

ローンの対象となる案件は、すべて環境・社会に与え得るネガティブな影響についても精査される予定である。ネガティブな影響の精査は、関連原則類を参照して行われることとなっている。また、必要に応じて外部専門家による評価が参照され、リスクの精査が行われることもある。以上より、三井住友銀行ではローンに即した適切な基準が参照されると同時に、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、環境改善効果を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると評価している。

三井住友銀行は「セクター・事業に対する方針」における「セクター・事業別の方針」の中で、投融資を禁止するセクター・事業を以下のとおり定めている。

- ・ 石炭火力発電（ただし、脱炭素社会への移行と実現に資する顧客の取り組みは除く）
- ・ クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造、等

本フレームワークで定められている除外リストは、上記と整合的である。これより、**JCR** は三井住友銀行が上記の事業において特定する環境・社会的リスクを排除することができ、環境改善効果に貢献するプロジェクトを選定することが可能になると評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの実施体制とプロセスについて以下の点を評価する。

- (1) ローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのグリーン/ブルー適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) プロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、三井住友銀行によりそのネガティブな影響の回避策又は管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 三井住友銀行の取引先がローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれぞれのプロセスにおける役割は、以下のとおりとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	営業店	・グリーンローン等の相談・提案に関する顧客対応全般、適格性に関する一次的な確認 ・契約締結、期中管理
審査関連部署	法人審査部、企業審査部、国際審査部、社会的価値創造企画部	・ファイナンス全般に係る与信判断 ・ウォッシュリスクの高い案件に関する専門知見の提供・追加的な確認
	法人戦略部サステナブルソリューション室	・本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・グリーンローン等としての採り上げの承認

企画関連部署	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備
	社会的価値創造企画部	・ 本フレームワーク策定に係る助言

図表 4 業務分掌

(2) プロジェクト選定プロセス

三井住友銀行は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのグリーン/ブルー性に係る判断を行うプロセス
- ② 関連原則類に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローン信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

(3) ローン実行にあたっての必須条件

三井住友銀行では、本フレームワークに則り実行されるローンについて、関連原則類に準拠することを目途として、本フレームワークに必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

JCRによる確認結果

三井住友銀行がローンを実行する際の業務分掌は、上記選定プロセスに対応しており、フロント関連部署、審査関連部署、企画関連部署に分かれている。

融資渉外を行うフロント関連部署である営業店は、借入人の窓口機能を担っており、ローンの適格性判断に必要な諸条件に係る借入人との対話を行い、関連原則類への適合性について一次的な評価を行う。営業店は、ローンに係る資金使途の対象となるプロジェクトの選定、プロジェクトに係る期中のモニタリングも行う。

審査関連部署のうち、法人審査部、企業審査部、国際審査部は、ファイナンス全般に係る与信判断を行い、社会的価値創造企画部は、ウォッシュリスクが高い案件に関する専門的な知見を提供する。また、法人戦略部サステナブルソリューション室は、本フレームワーク及び関連原則類への準拠の確認及びローンとしての採否に係る承認を行う。

企画関連部署のうち、法人戦略部サステナブルソリューション室は、本フレームワークを策定するとともに、商品規程及び業務推進体制の整備を行う。社会的価値創造企画部は、法人戦略部サステナブルソリューション室に対して本フレームワーク策定に係る助言を行う。

以上より、JCR は、三井住友銀行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びグリーン/ブルー性を評価するフロント関連部署がクレジットの審査部署から独立していることから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話によるローンの一次評価から、当該ローンの与信審査、グリーン/ブルー性等の適合性に係る確認を経て、最終的なローンの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話する営業店が行う。三井住友銀行内でのグリーン/ブルー性等の適合性評価は法人戦略部サステナブルソリューション室が行うが、プロジェクトの適合性、リスクの評価が困難な場合等は社外の専門家を活用する場合があります、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

ローンの実行に係る最終決裁は、当該ローンに係る条件に応じた決裁権限者が行うこととなっている。

以上より、本項で定められたプロセスは適切であると JCR は評価している。

4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

4-1. JCR の評価の視点

本項では、グリーンローン 4 原則への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているかにつき評価する。

4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	三井住友銀行の対応
調達資金の用途	1～3 で確認したとおり、三井住友銀行はローンの実行に際して、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	三井住友銀行は、取引先がローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	ローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との間で交わす融資関連書類等で定めている。
レポーティング	資金調達前に、レポーティングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境改善効果等について、借入人が三井住友銀行に対して、ローンの実行時及び年に 1 回報告することが合意される予定である。

JCRによる確認結果

JCR は、グリーン/ブルーローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を三井住友銀行が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるローンは関連原則類に引き続き適合していると評価している。

V. ソーシャルローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. サステナビリティ方針

1-1. JCR の評価の視点

本項では、SMBC グループのサステナビリティの取り組みと方針について以下の点を評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- (3) サステナビリティ経営におけるソーシャルローン実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

JCRによる確認結果

SMBC グループは、源流である三井・住友の事業精神を受け継ぎ、社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することを経営理念に定めている。また、2026年度から2028年度までを対象とした新中期経営計画では、「3年間で私たちが達成したいこと」の一つとして「社会的価値の取組高度化」を掲げている。「社会的価値の取組高度化」は、2026年4月に定めたSMBCグループの3つのマテリアリティ「緑の地球」「幸せな成長」「輝く人々」と関連している。このうち、「幸せな成長」は、産業活性化や少子高齢化といった社会課題と関連し、また、「輝く人々」は、貧困・格差、教育、人権といった社会課題と関連するとしている。

サステナビリティ推進体制に関して、SMBC グループは、2018年10月、執行側にサステナビリティ推進委員会を、2021年7月、監督側にサステナビリティ委員会を設置した。また、2021年4月にグループCSuO（Chief Sustainability Officer）を、2025年4月にサステナビリティを切り口としたアドバイザリーやソリューション開発を専門で担当するサステナビリティ・アドバイザリー室を社会的価値創造本部の中に設置、法人顧客向けソリューションを展開する法人戦略部内に本邦顧客へサステナビリティを切り口としたソリューションを提供するサステナブルソリューション室を設置し、サステナビリティ経営の継続的な高度化を図っている。

SMBC グループは、サステナブルファイナンスの取り組み額の目標として、2020年度から2029年度までの10か年で累計50兆円を掲げている。2024年度までの取り組み額は34兆円と順調に進捗している。

以上より、JCRは、SMBCグループの中核を担う銀行である三井住友銀行がサステナビリティに係る取り組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリ

ティに係る方針及び目標が策定されていること、本フレームワークによるローンが三井住友銀行のサステナビリティ経営における重要な施策の一つであることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの適格クライテリアの設定について以下の点を評価する。

- (1) 三井住友銀行が、ソーシャルローンの実行について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 三井住友銀行内部の関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- (3) 三井住友銀行が、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのソーシャルプロジェクト及び方針を検証しているか。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 適格クライテリアの設定について

本フレームワークに基づき実施されるローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）は、三井住友銀行が別途定める適格クライテリアのいずれかを満たすものとする。

適格性の判断に際しては、関連原則類との整合性を図ることとし、明確な社会的便益が認められることを前提とする。

(2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

三井住友銀行は、借入人とともにローンの資金使途の対象となるプロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を確認することとし、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せて確認する。加えて、環境・社会に対するネガティブな影響に関して、客観的な評価が必要であると判断する場合は、外部の専門家に照会を行う。

(3) ネガティブ・スクリーニング

三井住友銀行は、社会の持続可能性等の観点からネガティブ・スクリーニングの対象を選定し、投融資を禁止又は制限するセクター・事業を「セクター・事業に対する方針」にて定めている。

JCRによる確認結果

ソーシャルローンに係るプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金使途についても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な社会的便益が認められることが前提とされている。

ローンの対象となる案件は、すべて環境・社会に与え得るネガティブな影響についても精査される予定である。ネガティブな影響の精査は、関連原則類を参照して行われることとなっている。また、必要に応じて外部専門家による評価が参照され、リスクの精査が行われることもある。以上より、三井住友銀行ではローンに即した適切な基準が参照されると同時に、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、社会的便益を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると評価している。

三井住友銀行は「セクター・事業に対する方針」における「セクター・事業別の方針」の中で、投融資を禁止するセクター・事業を以下のとおり定めている。

- ・ 石炭火力発電（ただし、脱炭素社会への移行と実現に資する顧客の取り組みは除く）
- ・ クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造、等

本フレームワークで定められている除外リストは、上記と整合的である。これより、**JCR** は三井住友銀行が上記の事業において特定する環境・社会的リスクを排除することができ、社会的便益に貢献するプロジェクトを選定することが可能になると評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの実施体制とプロセスについて以下の点を評価する。

- (1) ローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのソーシャル適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) プロジェクトが社会的便益とネガティブな影響の両方を与える場合、三井住友銀行によりそのネガティブな影響の回避策又は管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 三井住友銀行の取引先がローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが社会面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれぞれのプロセスにおける役割は、以下のとおりとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	営業店	・ ソーシャルローンの相談・提案に関する顧客対応全般、適格性に関する一次的な確認 ・ 契約締結、期中管理
審査関連部署	法人審査部、企業審査部、国際審査部、社会的価値創造企画部	・ ファイナンス全般に係る与信判断 ・ ウォッシュリスクの高い案件に関する専門知見の提供・追加的な確認
	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・ソーシャルローンとしての採り上げの承認

企画関連部署	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備
	社会的価値創造企画部	・ 本フレームワーク策定に係る助言

図表 5 業務分掌

(2) プロジェクト選定プロセス

三井住友銀行は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのソーシャル性に係る判断を行うプロセス
- ② 関連原則類に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローンの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

(3) ローン実行にあたっての必須条件

三井住友銀行では、本フレームワークに則り実行されるローンについて、関連原則類に準拠することを目途として、本フレームワークに必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

JCRによる確認結果

三井住友銀行がローンを実行する際の業務分掌は、上記選定プロセスに対応しており、フロント関連部署、審査関連部署、企画関連部署に分かれている。

融資渉外を行うフロント関連部署である営業店は、借入人の窓口機能を担っており、ローンの適格性判断に必要となる諸条件に係る借入人との対話を行い、関連原則類への適合性について一次的な評価を行う。営業店は、ローンに係る資金使途の対象となるプロジェクトの選定、プロジェクトに係る期中のモニタリングも行う。

審査関連部署のうち、法人審査部、企業審査部、国際審査部は、ファイナンス全般に係る与信判断を行い、社会的価値創造企画部は、ウォッシュリスクが高い案件に関する専門的な知見を提供する。また、法人戦略部サステナブルソリューション室は、本フレームワーク及び関連原則類への準拠の確認及びローンとしての採否に係る承認を行う。

企画関連部署のうち、法人戦略部サステナブルソリューション室は、本フレームワークを策定するとともに、商品規程及び業務推進体制の整備を行う。社会的価値創造企画部は、法人戦略部サステナブルソリューション室に対して本フレームワーク策定に係る助言を行う。

以上より、JCR は、三井住友銀行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びソーシャル性を評価するフロント関連部署がクレジットの審査部署から独立していることから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話によるローンの一次評価から、当該ローンの与信審査、ソーシャル性等の適合性に係る確認を経て、最終的なローンの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話する営業店が行う。三井住友銀行内でのソーシャル性等の適合性評価は法人戦略部サステナブルソリューション室が行うが、プロジェクトの適合性、リスクの評価が困難な場合等は社外の専門家を活用する場合があります、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

ローンの実行に係る最終決裁は、当該ローンに係る条件に応じた決裁権限者が行うこととなっている。

以上より、本項で定められたプロセスは適切であると JCR は評価している。

4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

4-1. JCR の評価の視点

本項では、ソーシャルローン 4 原則等への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているかにつき評価する。

4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	三井住友銀行の対応
調達資金の使途	1～3 で確認したとおり、三井住友銀行はローンの実行に際して、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、社会的便益のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	三井住友銀行は、取引先がローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	ローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との間で交わす融資関連書類等で定めている。
レポーティング	資金調達前に、レポーティングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの社会的便益等について、借入人が三井住友銀行に対して、ローンの実行時及び年に 1 回報告することが合意される予定である。

JCRによる確認結果

JCR は、ソーシャルローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を三井住友銀行が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるローンは関連原則類に適合していると評価している。

VI. サステナビリティローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. サステナビリティ方針

1-1. JCR の評価の視点

本項では、SMBC グループのサステナビリティの取り組みと方針について以下の点を評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- (3) サステナビリティ経営におけるサステナビリティローン実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

JCRによる確認結果

前述の「IV.グリーン/ブルーローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」及び「V.ソーシャルローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」の「1-2. 評価対象の現状と JCR の評価」にて記載したとおり、JCR は、SMBC グループの中核を担う銀行である三井住友銀行がサステナビリティに係る取り組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリティに係る方針及び目標が策定されていること、本フレームワークによるローンが三井住友銀行のサステナビリティ経営における重要な施策の一つであることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの適格クライテリアの設定について以下の点を評価する。

- (1) 三井住友銀行が、サステナビリティローンの実行について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 三井住友銀行内部の関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- (3) 三井住友銀行が、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのグリーン/ブループロジェクト、ソーシャルプロジェクト及び方針を検証しているか。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 適格クライテリアの設定について

本フレームワークに基づき実施されるローンの対象となるプロジェクト（適格プロジ

ェクト)は、三井住友銀行が別途定める適格クライテリアのいずれかを満たすものとする。

適格性の判断に際しては、関連原則類との整合性を図ることとし、明確な環境改善効果、社会的便益が認められることを前提とする。

(2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

三井住友銀行は、借入人とともにローンの資金使途の対象となるプロジェクトが有する(潜在的に)重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を確認することとし、(潜在的に)重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せて確認する。加えて、環境・社会に対するネガティブな影響に関して、客観的な評価が必要であると判断する場合は、外部の専門家に照会を行う。

(3) ネガティブ・スクリーニング

三井住友銀行は、社会の持続可能性等の観点からネガティブ・スクリーニングの対象を選定し、投融資を禁止又は制限するセクター・事業を「セクター・事業に対する方針」にて定めている。

JCRによる確認結果

前述の「IV.グリーン/ブルーローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」及び「V.ソーシャルローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」の「2-2. 評価対象の現状とJCRの評価」にて記載したとおり、グリーン/ブルーローン、ソーシャルローンに係るプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金使途についても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な環境改善効果、社会的便益が認められることが前提とされている。

ローンの対象となる案件は、すべて環境・社会に与え得るネガティブな影響についても精査される予定である。ネガティブな影響の精査は、関連原則類を参照して行われることとなっている。また、必要に応じて外部専門家による評価が参照され、リスクの精査が行われることもある。以上より、三井住友銀行ではローンに即した適切な基準が参照されると同時に、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、環境改善効果、社会的便益を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると評価している。

前述のとおり、三井住友銀行は「セクター・事業に対する方針」における「セクター・事業別の方針」の中で、投融資を禁止するセクター・事業を定めており、本フレームワークで定められている除外リストは、上記と整合的である。これより、JCRは三井住友銀行が上記の事業において特定する環境・社会的リスクを排除することがで

き、環境改善効果、社会的便益に貢献するプロジェクトを選定することが可能になると評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの実施体制とプロセスについて以下の点を評価する。

- (1) ローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのグリーン/ブルー適格性、ソーシャル適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) プロジェクトが環境改善効果/社会的便益とネガティブな影響の両方を与える場合、三井住友銀行によりそのネガティブな影響の回避策又は管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 三井住友銀行の取引先がローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが社会面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれぞれのプロセスにおける役割は、以下のとおりとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	営業店	・サステナビリティローンの相談・提案に関する顧客対応全般、適格性に関する一次的な確認 ・契約締結、期中管理
審査関連部署	法人審査部、企業審査部、国際審査部、社会的価値創造企画部	・ファイナンス全般に係る与信判断 ・ウォッシュリスクの高い案件に関する専門知見の提供・追加的な確認
	法人戦略部サステナブルソリューション室	・本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・サステナビリティローンとしての採り上げの承認

企画関連部署	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備
	社会的価値創造企画部	・ 本フレームワーク策定に係る助言

図表 6 業務分掌

(2) プロジェクト選定プロセス

三井住友銀行は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのソーシャル性に係る判断を行うプロセス
- ② 関連原則類に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローンの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

(3) ローン実行にあたっての必須条件

三井住友銀行では、本フレームワークに則り実行されるローンについて、関連原則類に準拠することを目途として、本フレームワークに必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

JCRによる確認結果

前述の「IV.グリーン/ブルーローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」及び「V.ソーシャルローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性」の「3-2. 評価対象の現状と JCR の評価」にて記載したとおり、JCR は、三井住友銀行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びグリーン/ブルー性・ソーシャル性を評価するフロント関連部署がクレジットの審査部署から独立していることから、適切な業務分掌であり、本項で定められたプロセスは適切であると評価している。

4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

4-1. JCR の評価の視点

本項では、SBG の 4 原則等への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているかにつき評価する。

4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	三井住友銀行の対応
調達資金の使途	1～3 で確認したとおり、三井住友銀行はローンの実行に際して、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果、社会的便益のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	三井住友銀行は、取引先がローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	ローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との間で交わす融資関連書類等で定めている。
レポーティング	資金調達前に、レポーティングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境改善効果、社会的便益等について、借入人が三井住友銀行に対して、ローンの実行時及び年に 1 回報告することが合意される予定である。

JCRによる確認結果

JCR は、サステナビリティローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を三井住友銀行が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるローンは関連原則類に適合していると評価している。

VII. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

三井住友銀行は、本フレームワークに基づくサステナビリティ・リンク・ローンの対象企業について、以下のとおり定義している。

1-2. 対象となる企業

本フレームワークは、三井住友銀行が「大企業」および「中堅・中小企業」に対しグリーンローン等、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを実行する際の実施事項を定めたものです。

本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義は、下記のとおりです。

■「中堅・中小企業の定義」

以下の (1)、(2) のいずれかを満たす企業を本フレームワークにおける「中堅・中小企業」とする。

(1) 中小企業基本法の定義を満たす企業

(2) 売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金 10 億円以下のうち、いずれかの条件を満たす企業

ただし、プライム市場上場企業（及びその連結子会社）は中堅・中小企業からは除くものとする。

また、借入人が属している産業分野に関して、日本政府により「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」が定められているなど、トランジション・リンク・ファイナンスの組成が推奨される借入人については、本フレームワークは適用しないこととします。

また、三井住友銀行は、本フレームワークの更新について、以下のとおり定めている。

1-4. 本フレームワークの更新

本フレームワークは、三井住友銀行法人戦略部サステナブルソリューション室にて管理します。本フレームワークを更新する際には、法人戦略部サステナブルソリューション室が起案し、同部内にて承認されます。本フレームワークの内容を大きく見直す際には、各種原則等への適合性について、外部機関より第三者意見書を取得します。なお、サステナビリティ・リンク・ローンに関する内容については、作成後原則 3 年以内に、サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性、KPI の有意義性、SPT の野心性等について見直しを実施します。

1. KPI の設定

1-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて三井住友銀行が貸付を行う際に、借入人が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要なものであること、三井住友銀行の方針と整合していること、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能であること等を確認する。

1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

三井住友銀行は、本フレームワークにおいて、以下図表で示す KPI を設定している。

KPI1	CDP 気候変動スコア
KPI2	SBT（1.5℃シナリオ）※中小企業向け SBT 含む
KPI3	RE100
KPI4	再エネ 100 宣言 RE Action

図表 7 本フレームワークのサステナビリティ・リンク・ローンで設定された KPI

■KPI1：CDP 気候変動スコア

＜CDP 及び CDP 気候変動の概要＞

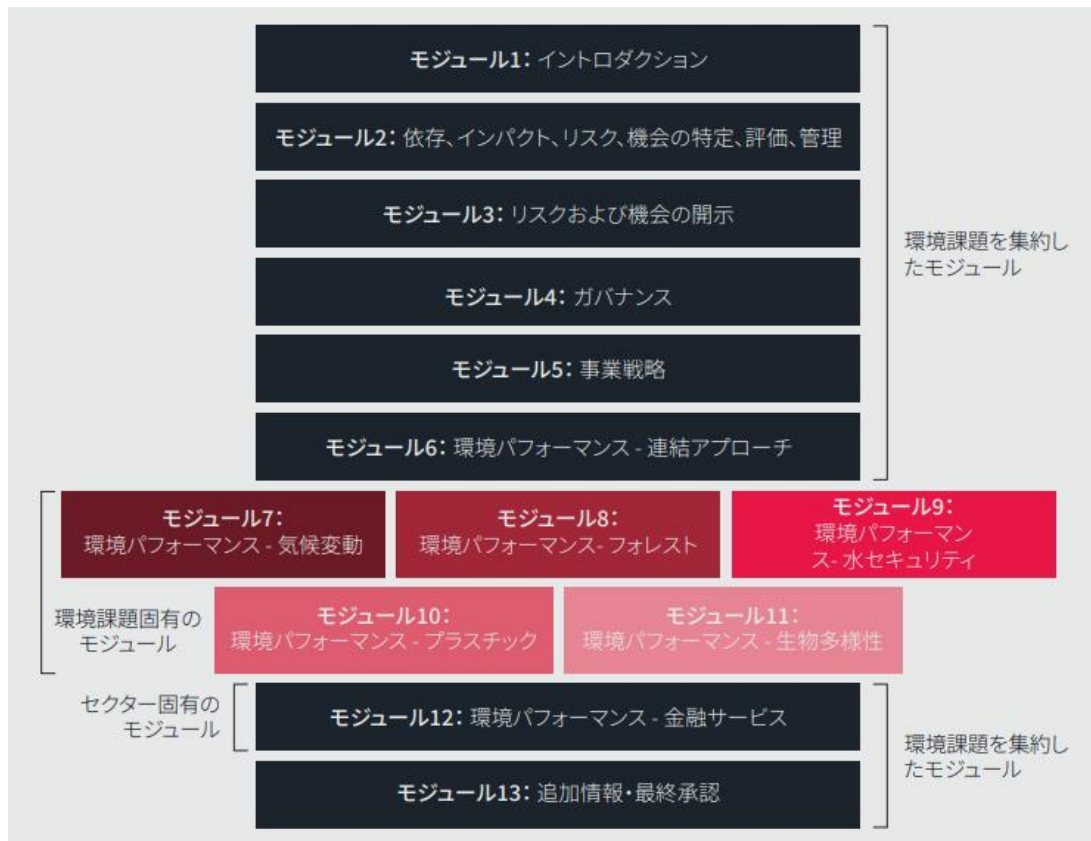
本フレームワークで KPI として設定された CDP 気候変動は、気候変動報告・情報開示の仕組みであり、2000 年にロンドンで設立された非営利団体である CDP によって運営されている。2025 年時点で 640 を超える金融機関が CDP 気候変動スコアを運営する CDP に署名しており¹⁷、CDP を通じた情報開示を企業や自治体に要求している。一方、CDP を通じて情報開示を行う組織数は 2025 年時点で 22,100 を超えている¹⁸。以上より、CDP は世界最大の環境データベースを有しており、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであると言える。

CDP 気候変動スコアは企業の質問書への回答を基に A～D- の 8 段階で評価される。CDP 気候変動スコアの質問書の構成は、以下図表に示すとおり、ガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量など多くの項目を網羅的にカバーしており、TCFD

¹⁷ CDP ウェブサイト（2026 年 2 月 12 日参照）
<https://www.cdp.net/en/capital-markets-signatories>

¹⁸ CDP ウェブサイト（2026 年 2 月 12 日参照）
<https://www.cdp.net/en/data/scores>

の要件とも整合している。借入人が CDP 気候変動スコアの維持・向上を目指して体制の強化や GHG 排出削減に注力することにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待され、そのことが環境改善効果を有すると考えられる。



図表 8 CDP コーポレート完全版質問書のレイアウトと構造¹⁹

<借入人における CDP 気候変動スコアの重要性>

気候変動の主因である GHG 排出量を世界規模で削減する上で、企業による排出削減の取り組みは極めて重要である。実際、2024 年における世界全体の GHG 排出量のうち、企業活動に由来する排出量は 78%を占めている²⁰。また、日本でも同様に、2023 年の GHG 排出量のうちエネルギー起源の企業活動由来の排出量は 9 割²¹を超えており、企業部門が排出の大宗を占める。これらの状況から、企業による GHG 排出削減は、気候変動の緩和のため不可欠である。

¹⁹ CDP CDP2025 コーポレート質問書における主な変更点 (2025 年 4 月)
https://downloads.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/1U1XgQB7WefCrejavncjPI/00266118773043c4e0fdbdd8a9a818db/CDP_2025_Corporate_Disclosure_JP.pdf

²⁰ UNEP Emissions Gap Report 2025 p.7 の Figure2.2 の「Energy」及び「Process」に係る項目を積算し算出 <https://wedocs.unep.org/items/9f0bf855-2069-42>

²¹ 国立環境研究所 地球環境研究センター 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2025 年の概要 4 において、GHG 排出量の内訳のうち、「エネルギー」及び「工業プロセス及び製品の使用」より算出 https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/ua88o20000099s22-att/NID-JPN-2025-v3.0_J_gioweb.pdf

こうした中、企業の気候変動対応に対する社会的要請は一段と高まっている。情報開示の観点では、日本においては 2021 年のコーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、東京証券取引所プライム市場の上場企業において TCFD 提言に沿った情報開示が事実上義務化されている。また、企業による CDP 気候変動を通じた情報開示への対応も年々広がりを見せており、2024 年度はプライム上場企業の 70%以上を含む約 2,200 社が CDP に回答している²²。

以上を踏まえると、三井住友銀行の借入人にとって、CDP 気候変動スコアへの対応は今後ますます重要性を増していくと考えられる。

＜三井住友銀行における本 KPI の位置づけ＞

銀行業界でも、企業の脱炭素化を間接的に支える立場として気候変動対応が重要テーマとなっている。全国銀行協会は「社会経済全体の 2050 年カーボンニュートラル/ネットゼロへの『公正な移行』(Just Transition)を支え、実現する」をミッションに掲げ、①金融・社会インフラとしての役割発揮、②産業界との連携、③政府・関係省庁への提言、④国際的な議論への参画、を基本方針として各銀行の取り組みを後押ししている²³。こうした流れから、企業の脱炭素化は銀行業界共通の課題となっている。

その中で、SMBC グループは、自社排出 (Scope1・2) だけでなく、投融資ポートフォリオ全体の排出 (Scope3) も 2050 年にネットゼロとする方針を掲げている。特に Scope3 では、高排出セクターから単純に撤退してネットゼロを実現するのではなく移行支援を継続したままの削減を図ることで「実体経済の脱炭素化を金融面で支える」ことを強調している。三井住友銀行は、企業の事情や地域特性に寄り添った現実的な移行を後押しする姿勢を示していて、具体的には、電力・石油ガスなど高排出セクター向けに削減目標を設定する一方、それ以外の幅広い産業に対しても、移行戦略の策定支援、技術革新に必要なファイナンスの提供、エンゲージメントを通じた排出削減の後押しを進めている。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対して一定水準以上の CDP 気候変動スコアの獲得・維持が促されることで、借入人の GHG 排出削減といった環境改善効果が期待される。したがって、本 KPI は、三井住友銀行の方針と整合していると考えられる。

＜一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）＞

本 KPI は、非営利団体である CDP によって運営されており、前述のとおり TCFD の要件とも整合していることなどから、気候変動報告・情報開示のグローバルスタ

²² CDP 2024 回答結果分析報告会資料
https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/2jQaS9GRjyPrqdRlv6JQfJ/980b512893fbf5b09e19cb0e71733051/ASP_Disclosure_Japan_Summit_2025_CDP.pdf

²³ 全国銀行協会 カーボンニュートラルの実現に向けた 全銀協イニシアティブ 2025 （概要） p.1
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370314_2.pdf

ンダードであると言える。信頼性のある独立した外部団体によって運営されており、一貫した方法論に基づく評価・測定が期待される。

以上より、本 KPI は、三井住友銀行にとっても同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義であると言える。

■KPI2：SBT（1.5℃シナリオ）※中小企業向け SBT 含む

<SBT・中小企業版 SBT の概要>

SBT は「Science-based Targets」の頭文字を取った略称であり、「科学的根拠に基づく目標」と日本では呼ばれている。その SBT を運営している組織が SBT イニシアティブ（SBTi）であり、SBTi は、企業に対し「科学的根拠」に基づく「GHG 削減目標」を立てることを求めるイニシアティブであり、CDP、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）によって 2014 年に設立され、現在も 4 団体が事務局を務めている。

SBT では、大企業向けの通常版 SBT に加えて、中小企業版 SBT が設計されており、その概要は以下図表のとおりである。

項目	通常版 SBT	中小企業版 SBT
対象	特に無し	<必須要件> ・ Scope1 と Scope2（ロケーション基準）の総排出量が 10,000 t-CO₂ 未満 ・ 海運船舶を所有又は支配していない ・ 再エネ以外の発電資産を所有又は支配していない ・ 金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない ・ 親会社の事業が通常版の SBT に該当しないこと <追加要件> 上記に加え次のうち 3 つ以上に該当 ・ 従業員数 250 人未満 ・ 売上高 5,000 万ユーロ未満 ・ 総資産 2,500 万ユーロ未満 ・ FLAG セクター²⁴に分類されない
目標年	公式申請年から、5 年以上先、10 年	2030 年

²⁴ FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4（22%）を占めており、SBTi（Science Based Target initiative）は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

	以内の任意年	
削減対象範囲	Scope1・2・3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1～3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し	Scope1・2 排出量
目標レベル	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減（1.5℃） ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減（Well-below 2℃）	■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減（1.5℃目標） ■Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし）

図表 9 通常版 SBT 及び中小企業版 SBT の概要（2025 年 1 月 31 日更新）²⁵

<借入人・企業における気候変動の取り組み・GHG 削減の重要性>

気候変動に関する地球規模の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定では、GHG 排出削減の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つ（well-below 2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃目標）」ことが掲げられている。その達成に向け、長期的には今世紀後半までに人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで 2050 年カーボンニュートラル実現という長期目標と、2030 年度に 2013 年度比 46%削減という中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月には新たに、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）という目標を掲げている。

こうした流れを受け、特にグローバルに事業を展開する大企業を中心に、自社の Scope1・2 による排出削減にとどまらず、サプライチェーン上流・下流の Scope3 で排出される GHG 削減に注力する企業が増加している。大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、取引先企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、一部の企業に限らず、多くの企業にとって GHG 排出削減への取り組みの重要性が高まっている。

<三井住友銀行における本 KPI の位置づけ>

三井住友銀行は、自社の GHG 排出（Scope1・2）に加え、前述のとおり投融資ポートフォリオ全体の排出（Scope3）を含めた 2050 年までのネットゼロを達成する

²⁵ グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料をもとに JCR 作成
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html

ことを目標として掲げ、取引先企業とのエンゲージメントを積極的に進めている。
 本 KPI を設定した SLL は、借入人に対して通常 SBT または中小企業版 SBT に準拠した排出削減目標の策定と、その達成に向けた取り組みを促す効果が期待されるものであり、同行の事業戦略においても重要な位置づけを持つと言える。

＜一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）＞

本 KPI である SBT は、GHG 排出量算定のグローバルスタンダードである GHG プロトコルに準拠しており、一貫した方法論（GHG プロトコル準拠）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であるとともに、適用範囲等を含め定義は明確である。

以上より、本 KPI は、三井住友銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

■KPI3：RE100

■KPI4：再エネ 100 宣言 RE Action

＜「RE100」及び「再エネ 100 宣言 RE Action」の概要＞

RE100 は、企業が事業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的イニシアティブであり、The Climate Group と CDP が共同で運営している。日本の窓口は日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）が担っている。RE100 の加盟要件として年間消費電力量が 100GWh 以上等の条件があり、一般に消費電力量が大きい大企業が対象となる。

一方、日本ではサプライチェーン全体での脱炭素化の広がりを受け、中小企業に対しても再エネ導入の必要性が高まっている。かかる状況下、RE100 の対象外となる日本の中小企業等が自らの使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し日本の再生可能エネルギーへの移行を推進する枠組みとして、2019 年に「再エネ 100 宣言 RE Action」が発足した。参加団体は再エネ導入状況を年次で報告し、情報共有や支援を受けながら再エネ導入を進める点が特徴的である。

RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の参加要件の比較は以下図表のとおりである。

項目	RE100	再エネ 100 宣言 RE Action
対象企業	・年間消費電力量が 100GWh 以	・特段なし

	上²⁶である企業 ※年間電力消費量が 100GWh 未滿²⁷の企業でも、例外的に 加盟できる可能性あり²⁸	
認定要件	- 以下の要件を満たす目標年を設定、宣言し、事業全体を通じた 100%再エネ化にコミットする、もしくは既に 100%再エネ化を達成していること - 遅くとも 2040 年までに 100%再エネ化を達成 2030 年までに 60%、2035 年までに 90%の中間目標を設定 - GHG プロトコルで定義される、全ての電力に関連するスコープ 2 及び発電に係るスコープ 1 を再エネ化する - グループ全体で加盟すること ※但し、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh 以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟は可能	- 遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること ※中間目標の設定を推奨 - 再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施
進捗報告	- 進捗報告は毎年、所定フォーマットで実施（主な記載内容は以下のとおり） - 企業情報 - 目標（再エネ目標、戦略、ロードマップ） - 実績（電力消費量、再エネ購入量、再エネ発電量） - 第三者監査を推奨（目標未達成のペナルティなし）	- 消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること ※再エネの定義は RE100 基準に準じる

図表 10 RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の主要な参加要件の比較²⁹

²⁶ 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 以上に緩和されている

²⁷ 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 未滿の条件が設定

²⁸ 環境省資料等によれば、①RE100 事務局が重視する地域/業種で主要な事業者であること、②RE100 事務局が重視する地域で政策提言に参加する意思があること、③グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い、④主要な多国籍企業（フォーチュン 1000 又はそれに相当）、⑤その他、RE100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つことの中から、1 つ上の特徴を有する場合には、例外的に加盟できる可能性が示唆されている

²⁹ 再エネ 100 宣言 RE Action ウェブサイト (<https://saiene.jp/about>) より JCR 作成

＜借入人・企業における気候変動の取り組み・再生可能エネルギー導入の重要性＞

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーである。2023 年の COP28 では、2030 年までに再エネ発電容量を世界で約 3 倍（11,000GW）にすることが国際目標として採択された。また International Energy Agency（IEA）の Net Zero Emissions by 2050 シナリオでは、再生可能エネルギーによって 2030 年までに 4Gt-CO₂ を削減することが想定されている。また、同シナリオでは、2030 年から 2050 年にかけての GHG 削減量の約 1/4 を電化による削減が占めるとされている。一般的に、電化された設備は電力系統から供給される電力で稼働するため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが一層重要となる。

こうしたグローバルな動きを受けて日本政府は、GHG 排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つとして位置付けている。2025 年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、従来から掲げてきた 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）の実現に向け、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）を目指す野心的な目標が示されている。再生可能エネルギーは、2023 年度の電源構成比において約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を前提とし、主力電源化を徹底するとともに、地域との共生や国民負担の抑制に配慮しながら最大限の導入を促進するとしている。これらの目標達成に向けては、2040 年度の再生可能エネルギー比率を 4～5 割まで引き上げる必要があり、更なる導入拡大が求められる状況にある。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4 割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2 割程度
	火力	68.6%	3～4 割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 11 第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度時点の電源構成の見通し³⁰

³⁰ 資源エネルギー庁 第 7 次エネルギー基本計画（2025 年 2 月）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_02.pdf

前述のとおり、借入人である企業にとって GHG 削減への取り組みの重要性は一段と高まっているが、それと同時に、使用電力を再生可能エネルギーで賄うインセンティブが高まっている。借入人が RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action への参加を通じて再生可能エネルギーの導入率を高めることで、結果として GHG 排出量の削減が促進されることが期待される。この点から、本 KPI は環境改善効果を有するものであると言える。

<三井住友銀行における本 KPI の位置づけ>

前述のとおり、三井住友銀行では、投融資ポートフォリオ全体からの排出 (Scope3) の削減に取り組んでいるが、電力、石油・ガス、鉄鋼、自動車等を始めとする高排出セクターをはじめとする各産業においては、再生可能エネルギーの導入促進は最重要施策の一つとされている。

本 KPI を設定した SLL によって、借入人に対し RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action に基づく再生可能エネルギー導入目標の策定が促されるとともに、再生可能エネルギーの導入も促進されることが期待される。従って、本 KPI は、三井住友銀行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略上も重要な位置づけにある。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action のルールに則った目標設定や進捗管理が求められる。従って、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

以上より、KPI3 及び KPI4 は、三井住友銀行及び同行の借入人にとって重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

2. SPT の測定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual (BAU) を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

2-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

三井住友銀行は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

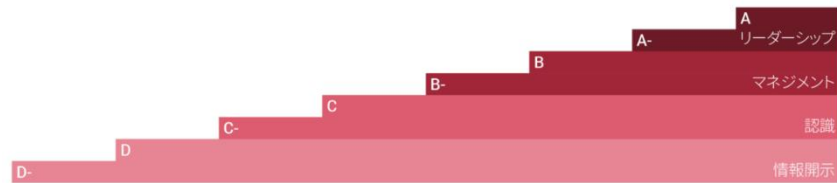
SPT1	・ CDP 気候変動スコア A-以上を取得/維持
SPT2	SBT 認定未取得の場合 ※対象は中堅・中小企業に限る ・ 通常又は中小企業向け SBT 認定（1.5℃シナリオ）の取得 SBT 認定取得済の場合 ・ SBT（1.5℃シナリオ）に沿った年次目標の達成 ※「中堅・中小企業」の定義は、本フレームワーク「1.本フレームワークの共通事項」＞「1-2.対象となる企業」を参照。
SPT3	・ 加盟時の目標に準じた年次目標の達成
SPT4	・ 参加時の目標に準じた年次目標の達成

なお、三井住友銀行は、個別の SLL 組成に際して、借入人の開示情報及びヒアリングに基づき、借入人の KPI/SPT の実績、SPT 達成に向けた計画等につき情報収集を行う。その上で、業種特性、経営計画、経営上重視している重要課題等を勘案し、予め定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。また、三井住友銀行は、借入人が高い目標を設定した後、その目標を達成するために削減活動を着実に行うことが重要と考えており、借入人の削減活動の支援も行う予定である。

■SPT1：CDP 気候変動スコア A-以上を取得/維持

本 SPT としては、「CDP 気候変動スコア A-以上を取得/維持」が設定されている。CDP 気候変動スコアのうち「A-」以上は「リーダーシップ」レベルと位置付け

られており、回答企業のなかで「ベストプラクティスを実践する」ことが求められる。



図表 12 CDP スコアとレベルの関係性³¹

CDP 気候変動スコア 2024 では、日本企業の回答数は約 2,200 社に達する一方、「A-」以上の評価を得た企業は 225 社にとどまる³²。また、前述したとおり CDP は評価基準を毎年更新しており、「A-」以上を継続的に獲得するには、戦略・方針・目標・具体的な取り組みを常に高度化させる必要がある。評価基準は回答企業の進展に応じて強化され、各年度のベストプラクティスに到達することが求められるため、企業は新たな施策の導入や運用改善を重ねて基準の進化に対応し続けなければならない。

以上より、本 SPT は野心的である。

■SPT2：SBT（1.5℃シナリオ）※中小企業向け SBT 含む

本 SPT においては、SBT 認定未取得の中堅・中小企業の場合は SBT 認定（1.5℃シナリオ）の取得が、SBT 認定取得済の場合は SBT（1.5℃シナリオ）に沿った年次目標の達成が、それぞれ条件として設定されている。

本 SPT である SBT 認定は、パリ協定、ならびに科学的根拠（1.5℃シナリオ）で求められる水準に基づき GHG 排出削減目標の基準が定められている。SBT 認定を取得した日本企業は 2026 年 1 月時点で累計 2,128 社³³となっているが、2024 年 6 月時点で日本に企業が約 254 万社存在³⁴する点も勘案すれば一部の企業に限られたものであると言える。

中小企業版 SBT については、対象範囲は Scope1・2 に限られているものの、前述の通常版 SBT と同様に科学的根拠に基づく GHG 排出削減目標の基準が定められ

³¹ CDP2025 コーポレート完全版質問書スコアリングイントロダクション
https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/6njIGp3LOGfXHDs3AmzM2j/1947c9ead1e7756a7f9c8ad8b2d95835/CDP_Full_Corporate_Scoring_Introduction_2025_JP.pdf

³² CDP 2024 回答結果分析報告会資料
https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/2jQaS9GRjyPrGdRlv6JQfJ/980b512893fbf5b09e19cb0e71733051/ASP_Disclosure_Japan_Summit_2025_CDP.pdf

³³ SBTi ウェブサイト ターゲットダッシュボードよりダウンロードした XLS ファイルを用いて JCR が集計
<https://sciencebasedtargets.org/target-dashboard>

³⁴ 令和 6 年経済センサス・基礎調査（民営事業所）確報集計結果
https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/pdf/kekka_k.pdf

ている。また、SBT を取得した日本企業は前述のとおり 2026 年 1 月時点で累計 2,128 社³⁵となっているが、そのうち中小企業は 1,754 社となっている。

他方、日本における総企業数は、前述のとおり 2024 年 6 月時点で約 254 万社存在し、その 9 割が中小企業であると言われていることを踏まえても、中小企業版 SBT 認定を取得している企業は一握りにとどまっており取得難易度は高いと言える。その上で、認定水準に準じた目標の達成に向けた取り組みを進めていける企業はさらに限定されることが考えられる。

以上より、本 SPT は、科学的な根拠に基づくものであり、野心的である。

■SPT3：RE100 加盟時の目標に準じた年次目標の達成

本 SPT においては、RE100 への加盟時の目標に準じた年次目標の達成が条件とされている。

日本における 2024 年の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（水力含む）は 26.7%³⁶である。一方、「第 7 次エネルギー基本計画」においては、2040 年における再生可能エネルギーの割合は 4 割～5 割の水準が見込まれている。かかる状況下にあつて、再エネ由来電力 100%を長期目標とし、2030 年時点で 60%、2040 年時点で 90%の中期目標を推奨する RE100 の水準は、借入人にとって難易度が高いと考えられる。

RE100 加盟企業数は、2026 年 2 月時点において日本企業で 95 社³⁷と、日本企業の中でも取り組みが先進的な一部企業が先んじて加盟している状況にある。

以上より、本 SPT は野心的である。

■SPT4：再エネ 100 宣言 RE Action 参加時の目標に準じた年次目標の達成

本 SPT においては、再エネ 100 宣言 RE Action への参加時の目標に準じた年次目標の達成が条件とされている。

再エネ 100 宣言 RE Action に参加にあたって求められる目標水準は、大企業向け RE100 と同じであること等から、借入人にとって上述した RE100 と同様に難易度が高いと考えられる。同宣言の参加企業数は、2025 年 10 月末時点で 385 団体³⁸となっている。一方で、前述のとおり、日本における総企業数は前述のとおり 2024 年

³⁶ 環境エネルギー政策研究所が発表した速報値に基づく

<https://www.iseip.or.jp/archives/library/15158>

³⁷ 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）ウェブサイト

<https://japan-clp.jp/climate/reoh>

³⁸ 再エネ 100 宣言 RE Action 年次報告書 2025

<https://saiene.jp/annualreport/>

6 月時点で約 254 万社存在することを踏まえても、本宣言への参加は相応に難易度が高いものと考えられる。

以上より、本 SPT は野心的である。

2-3. SPT 達成に向けた取り組み

三井住友銀行は、SPT 達成に向けた取組内容や計画について、ローン実行前に借入人へヒアリングを行うとともに、SPT の実績および計画に関するフォローアップを年次で実施する予定である。

SMBC グループは、脱炭素社会の実現に向けて金融機関が果たすべき最大の責務は、実体経済の脱炭素化に貢献することだと位置づけている。取引先企業が脱炭素化を進める際に直面する課題やニーズに対し、グループの機能を最大限活用した支援を提供することで、実体経済の脱炭素化を後押しするとともに、気候変動に伴うビジネス機会の捕捉にも取り組む方針を掲げている。

こうした支援の具体例としては、新エネルギー・新技術へのリスクテイク、日本・アジアを中心としたトランジション支援、さらにはステークホルダーとの協働による GHG 排出量の見える化を起点とした脱炭素ソリューションの展開などが挙げられる。三井住友銀行は、これらの支援メニューの提供を通じて、借入人企業による SPT の達成を積極的にサポートしていく。

2-4. JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

（UNEP FIの定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等）

本フレームワークのSPTはGHG排出量削減と再生可能エネルギー導入率であり、主なインパクト分野は「エネルギー」「気候の安定性」となる。

社会	人格と人の安全保障	紛争		現代奴隷		児童労働		
		データプライバシー		自然災害				
	健康および安全性							
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食糧		住居		健康と衛生	
		教育	エネルギー		移動手段		情報	
		コネクティビティ	文化と伝統		ファイナンス			
	生計	雇用		賃金		社会的保護		
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等		年齢差別		その他の社会的弱者	
社会経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由			法の支配			
	健全な経済	セクターの多様性			零細・中小企業の繁栄			
	インフラ							
	社会経済収束							
自然環境	気候の安定性							
	生物多様性と	水域		大気		土壌		
	生態系	生物種		生息地				
	サーキュラリティ	資源強度			廃棄物			

三井住友銀行の資産ポートフォリオには、多様な業種の企業に対するファイナンスが含まれる。事業セグメント、国・地域、バリューチェーンへのインパクトは、借入人の業種や事業形態によって異なるが、GHG排出削減に向けた取り組みは、業種を問わずバリューチェーン全体への波及効果も高いと考えられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

（対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等）

SMBCグループは、2029年度までにサステナブルファイナンスの累計組成額を50兆円にすることを目標にしている、2024年度までに約34兆円が組成された³⁹。また、SMBC

³⁹ SMBC グループ SUSTAINABILITY REPORT p.116
https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability_report_j_2025.pdf

グループの中核である三井住友銀行は大規模な事業基盤（2026年3月末単体預金残高171兆円、同貸出残高111兆円）を有しており、市場への影響も大きい。三井住友銀行が組成するサステナビリティ・リンク・ローンもこれに含まれており、脱炭素を目指す企業の支援につながるため、大きなインパクトが期待できる。

**③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか
（事業全体における重要性、戦略的意義等）**

本フレームワークのSPTは、借入人である大企業および中堅・中小企業等が取り組むべき気候変動対応に資するものである。これらのSPT達成は、SMBCグループの3つのマテリアリティのうち「緑の地球」に大きく寄与するものであることから、三井住友銀行における戦略的意義も大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークに基づく調達資金を用いて実施されるプロジェクトにおいて、日本政府の補助金等の公的資金も活用される可能性がある。

**⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか
（対応不足の持続可能な開発ニーズへの取り組み、SDGs達成に向けた前進等）**

各指標はSDGsの17目標及び169ターゲットのうち、以下のとおり複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育・啓発、人材および制度の能力を向上させる。

3. 借入金の特性

3-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づく融資関連書類等において、事前に設定された SPT が達成された場合に貸出条件等が変更される仕組みが構築されていることを確認した。また、KPI の定義および SPT の設定についても、融資関連書類等に明確に記載されることを確認した。

さらに、貸付実行時点では予見できなかった状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、または前提条件に変更が生じた場合には、借入人と貸付人が協議のうえ、新たな KPI および SPT を設定するか、または残存期間について通常のローンとして取り扱うかのいずれかの対応を行うことが想定されている。

4. レポーティング・検証

4-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

4-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

三井住友銀行は、返済までの期間、設定した KPI の実績について、少なくとも年に 1 度報告することを借入人に求める。その旨は、融資関連書類等に借入人の義務として規定されている。

三井住友銀行は、借入人による KPI/SPT の実績に関するレポーティングに際しては、KPI 1 および KPI2 の SBT 認証取得を除き第三者検証機関による検証を受けることを、融資関連書類等に借入人の義務として規定し、検証報告書等の提出を求める。

以上から、全ての KPI の実績について、検証（または検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

5. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に引き続き適合していることを確認した。

VIII. 結論

以上の考察から、本フレームワークが関連原則類と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが、同様に、関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介・新井 真太郎・葛 友樹

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、SMBC サステナブルファイナンスフレームワークで定められたグリーン/ブルーローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る方針を評価対象として、JCR の定義するグリーン/ブループロジェクト、ソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される借入等の資金使途の具体的な環境・社会的便益及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価及びソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。

また、本第三者意見書は、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Market Association (LMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、SMBC サステナブルファイナンスフレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン
- ・Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy
- ・IFC ブルーファイナンスガイドライン
- ・ソーシャルローン原則
- ・ソーシャルボンドガイドライン
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものもを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等することは禁じられています。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録

- ・ ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル